

第3次城陽市人権教育・啓発推進計画（案）等の概要について

第3次城陽市人権教育・啓発推進計画は、昨年12月8日の総務常任委員会で原案を報告した後、パブリックコメントにより市民意見の募集を行い、さらに、庁内の各関係所属や城陽市人権教育・啓発推進計画推進本部から内容に関する意見等を得て修正を行い、最終案を作成しました。

1 パブリックコメントの結果について

募集期間：令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）

応募資格：① 市内に在住する人

② 市内に事務所・事業所を有する個人・法人等

③ 市内在勤・在学する人

④ 本市に納税義務を有する個人・法人等

意見提出方法：書面の持参、郵送、FAX、電子メール、市ホームページ

意見提出数：5人（意見数 9件）

2 パブリックコメント等を受けた第3次城陽市人権教育・啓発推進計画（原案）の修正内容について

(1) パブリックコメントにより修正した箇所

①第2章 計画の基本的な考え方 3 人権教育・啓発推進の基本方針（5頁）
・基本方針に多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備を加えた。

【理由】インターネット上の誹謗中傷、SNSでのプライバシー侵害、ネットいじめなどが深刻化しており、迅速な削除依頼や発信者情報開示など、単なる啓発（知識の普及）だけではなく、被害が発生した場合における早期の相談・解決のための専門的な相談窓口の重要性が増している。

人権に関する相談の充実に関しては、第4章人権教育・啓発の推進に記載していたところであるが、その重要性を考慮し「相談体制の整備」について、基本方針に明記すべき事項として追記するもの。

②第3章 人権問題の現状等 安心して働ける職場環境の推進（9頁）

・人権デュー・ディリジェンスの取組に関する記載を加えた。

【理由】人権デュー・ディリジェンスは、企業が自らの影響範囲で人権侵害を発生させないこと、また発生した場合には速やかに対応することで、「人権を学ぶ（知識）」段階から、「人権侵害を未然に防ぐ（行動・仕組み）」段階へ実効性のある取組が求められていることから、明記すべき事項として追記するもの。

③第3章 人権問題の現状等 5 高齢者 (16頁)

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に関する記載を加えた。

【理由】認知症基本法第1条には、認知症の人が「基本的人権を享有する個人」であることが規定されている。

これにより、「認知症は病気の問題(福祉)」から「社会のあり方の問題(人権)」へとフェーズが移っており、単なる「介護・福祉」の枠組みだけでなく、「人権」の観点からも施策を推進する必要があると考えられることから、明記すべき事項として追記するもの。

(2) その他の修正箇所

①第3章 人権問題の現状等

1 課題横断的な人権問題に対する取組 自殺対策の推進 (10頁)

- ・子どもの自殺者の現状と今後の自殺対策に関する記載を加えた。

【理由】子どもの自殺が増加傾向にあり、令和6年に過去最多となるなど、年代や性別等の状況や課題に応じた取組が特に重要となっている現状について、明記すべき事項として追記するもの。

②第3章 人権問題の現状等 4 子ども (13頁)

- ・こども性暴力防止法に基づく取組に関する記載を加えた。

【理由】学校施設や保育施設において、子どもに対する優越的な地位等を利用した性暴力を抑止し安全な環境を整備する取組は、子どもの人権を守るために必要であり、明記すべき事項として追記するもの。

③第3章 人権問題の現状等 9 さまざまな人権問題 (21頁)

- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を「性的マイノリティ」に修正した。

【理由】多様な性のあり方に対する社会的な認知度が大きく向上し、「性的マイノリティ」との表現がより適切であることから、修正するもの。

④その他、字句の修正を行った。